# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年10月14日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：カンボジア国金融政策のための経済分析・調査・運営能力強化プロジェクト　フェーズ２

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業　務　名　称：カンボジア国金融政策のための経済分析・調査・運営能力強化プロジェクト　フェーズ2

調達管理番号：26a00774

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年10月14日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第１章　企画競争の手続き

## １．　競争に付する事項

（１）業務名称：カンボジア国金融政策のための経済分析・調査・運営能力強化プロジェクト フェーズ2

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2026年12月　～　2029年12月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

履行期間36か月未満とした場合、以下となります。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１３％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の１３％を限度とする。

３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の１３％を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2027 年 8 月頃）

２）2028 年度（2028 年 8 月頃）

## ２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ　行財政・金融チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 日程 |
|---|---|---|
| 1 | 資料ダウンロード期限 | 2026年10月20日　まで |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2026年10月21日　12時まで |
| 3 | 質問への回答 | 2026年10月26日まで |
| 4 | 本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日 | 2026年10月30日　12時まで |
| 5 | プレゼンテーション | 本件では行いません。 |
| 6 | 評価結果の通知日 | 2026年11月11日まで |
| 7 | 技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く） | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで<br>（申込先：<br>https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM）<br>※2023年7月公示から変更となりました。 |

## ３．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

１） 消極的資格制限
２） 積極的資格要件
３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## ４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## ５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/k5wYmSLDCw

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

## ６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

1）プロポーザル・見積書

2）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

## ７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## ８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## ９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

# 第2章　特記仕様書案

**本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。**

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

## 【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

### 1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案**し、プロポーザルにて提案してください。

### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No. | 提案を求める項目 | 特記仕様書案での該当条項 |
|---|---|---|
| 1 | 別途契約予定の現地長期専門家との役割分担に関して、「第４条　業務の内容」を踏まえ、効果的かつ効率的な分担形式を提案すること。 | 第 3 章 実施方針及び留意事項 |
| 2 | 成果 1 で取り扱う、本部および地方支店の調査・分析能力強化のための研修テーマと効果的・効率的で持続性のある研修手法 | 第 4 条 業務の内容 |
| 3 | 成果 2 で取り扱う事業団体への情報公開のための効果的な実施方法 | 第 4 条 業務の内容 |
| 4 | 成果 3 で取り扱う市場対話に係る実証実験の具体的な内容 | 第 4 条 業務の内容 |
| 5 | 成果 4 で取り扱う預金保護制度（DPS）の運営支援に関して、カンボジア国立銀行（National Bank of Cambodia，以下 NBC）にとって有用と考えられるアプローチ | 第 4 条 業務の内容 |

**3. その他の留意点**

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様

書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

**【２】特記仕様書（案）**

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026年5月

・RD署名：2026年9月15日

□別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙2「共通留意事項」および【２】特記仕様書（案） 第1条～第3条のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（前提）フェーズ１の成果と課題を踏まえた業務実施

別紙1「案件概要表」に示す通り、前身案件の成果と新たに生じた課題を踏まえ、フェーズ2にあたる本プロジェクトでは、フェーズ1で導入された各種経済調査の制度化と支店への展開、同調査結果の市場関係者への公開、市場との対話、そして預

金保護制度の運営・普及支援など、金融政策への信認の確保を目標とした新たな活動に重点的に取り組む。

（１）長期専門家（金融政策分析／人材育成）との連携[2]

本プロジェクトは成果と活動が多岐にわたることから、本件受注者による高度な技術指導を着実に実施し、定着させるため、1～4の全成果に係る業務について、調整活動やフォローアップを担う長期専門家（金融政策分析／人材育成 ）を別途、派遣する。同長期専門家はNBCと受注者間の調整役、また各成果の経済分析・調査活動に係るNBCカウンターパートとの共同作業や日常的な指導を担当、また、必要に応じて、受注者の依頼に基づき、その他の成果に係る現地で必要なフォローアップを担うことを想定している。 受注者は同長期専門家と密に連携しながら、プロジェクト効果の発現に努めることが求められる。本件受注者の業務主任者は同長期専門家に対して技術面では指導的立場に立ち、各成果達成に向けた活動のリード（方針策定支援、助言、監督）を行い、 プロジェクト目標の達成に向けて推進することが求められる。

（２）カンボジア側実施体制

本事業全体の責任者であるプロジェクトダイレクター及びプロジェクトマネージャーは成果1,2を所管する金融政策・国際協力総局である。一方、成果3、4はそれぞれ 中央銀行業務総局、規制・金融包摂総局となっているため、幅広い部局間調整・連携が必要となる。本事業の実施にあたっては、プロジェクトマネージャーと密接にコミュニケーションを取りながら、プロジェクトマネージャーがプロジェクト実施に係る部局間調整を主導するよう依頼をしているが、各成果の活動を進めるに際し、関係部局との調整・連携の観点で不都合や問題が生じる場合には、JICAガバナンス・平和構築部及びカンボジア事務所とも協議のうえ、プロジェクトダイレクターを含むNBC上層部へ積極的な働きかけを行う。

（３）C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトの各成果の達成に向けてNBCのオーナーシップを確保することが肝要である。本業務に際し、講義、研修や助言がNBC職員の能力強化、NBCの業務改善に帰結するよう、また、NBC自身が行うべき事項を受注者が代行することのないよう留意する。C/Pのオーナーシップの欠如が見受けられる場合には、改善策を検討し

[2] 長期専門家（現地滞在型）は金融政策分析および人材育成に専門性を持った人材の配置を予定している。受注者は現地滞在期間が限られる中でも、プロジェクト目標を着実に達成するため、現地滞在型の長期専門家を活用した効果的・効率的な業務実施が求められる。

JICAガバナンス・平和構築部及びカンボジア事務所に相談のうえ、必要に応じNBC上層部への働きかけを行う。

（４）業務の流れおよび現地渡航

本件業務において、本邦研修および遠隔での技術指導と併せて、年2回程度の現地渡航を予定している。現地渡航では、各活動の進捗・方策の確認、技術指導のフォローアップ、NBC上層部への報告、NBCに係る他の支援機関との調整等を行うことを想定している。各団員の現地渡航後には、JICAガバナンス・平和構築部及びカンボジア事務所に対して、現地業務結果の報告を行う。

遠隔での活動に関し、NBCを含むカンボジア側関係機関からの情報収集、協議等は、目的に応じて、電子メール、オンライン会議システム（Teams、Zoom等）等の遠隔コミュニケーションツールを活用して進める。

また、上記（３）に記載のNBCのオーナーシップの醸成やその他課題への対応のため現地渡航の機会を有効活用できるようタイミングを検討・設定する。

（５）定量的な効果測定

本プロジェクトでは、上位目標・プロジェクト目標、そして成果指標の定量化を重視していることから、別途契約を結ぶ専門家（現地滞在型）に紐づく在外事業強化費により、現地コンサルタントなどへの委託によるベースライン調査およびエンドライン調査を予定している。プロジェクトを通して、受注者は可能な限り客観的かつ定量的に効果を測定することが求められ、そのための積極的な提案が期待される。[3]

（６）プロジェクトの合同モニタリング

本事業の実施にあたって、受注者は半年ごとのMonitoring Sheetを長期専門家と共に作成する。モニタリングシートについては、半年に1回、オンラインないし対面で合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）を開催し、NBCとプロジェクトの進捗状況に関して合同モニタリングを行い、確認された事項を記載する。受注者は、モニタリングおよびJCC開催に際し、長期専門家と協力し、実施支援を行う。

また、業務開始時点のワーク・プラン協議において、R/Dにて合意されているPDM、POの内容を確認するとともに受注者の提案をC/Pと議論した上で、初回JCC（プロジェクト開始後3ヵ月以内が望ましい）にて活動計画の詳細に関して合意形成を行

[3] プロジェクト目標や成果指標はPDMに仮として提案されているが、より適切な指標があれば、提案いただきたい。また、各活動レベルにおいても効果をなるべく見える化するための検証方法について、応募者に提案を求める。

う。

（７）プロジェクトの成果指標

本事業のPDMにおける成果指標の一部は、詳細計画策定調査時点では確定できず、空欄となっている。空欄となっている指標については、事業開始後の第1回JCCで提案・合意することとなっているため、受注者は長期専門家と協力し、NBCに対する指標の設定支援を行う。

（８）成果2の政策対話にかかるテーマの特定

成果2で金融政策委員会（Monetary Policy Committee: MPC）メンバーを交えて実施される政策対話は、NBCの金融政策決定会合における政策立案・運営能力の強化に資することを目的として行うものである。したがって、NBCの金融政策運営の実態や短期金融市場の状況、また、自国通貨の漸進的な利用促進や金融包摂等のNBCの優先課題に関して、NBC及び国際通貨基金（IMF）等の関連機関より十分な情報収集・分析を行ったうえでテーマの特定を行い、実施する。

（９）他国の中央銀行の事例の紹介

「第4条 業務の内容」にも記載のとおり、本業務の実施にあたっては、日本銀行を始めとした他国の中央銀行の金融政策や経済分析・予測手法等の事例に関して、必要に応じて適宜講義や研修を通じて紹介する。事例の紹介に当たって日本銀行等他国の中央銀行に照会が必要な場合は、事前にJICAにも共有し、可能な範囲で前広な調整を行う。

（10）他援助機関等との連携・役割分担

世界銀行はNBCへ専門家を随時派遣し、DPSの保険料率算出を支援し、韓国預金保険機構（KDIC）は預金保険専門家を派遣し、DPSの制度設計に係る能力強化を実施している。受注者は、これらの援助機関と連携し、情報共有・意見交換のうえ、支援内容に重複がないよう事業効果の最大化に努める。特に、成果4のDPSにかかる支援ついては、世界銀行およびKDICと密に連携し、2026年12月に予定されている制度開始後の運用に係る能力強化およびDPSの普及・啓発活動を実施する。

（11）ジェンダー配慮

本プロジェクトは女性のエンパワメントを成果指標および活動内容に含む「ジェンダー活動統合案件」である。PDMで明示されるジェンダー活動の他にも、プロジェクト活動において、例えば、講義や研修を実施する際に無理のない範囲でNBCに対し

て女性職員の参加を推奨し、参加者の男女比を均等化させるなど、ジェンダー主流化の視点が求められる。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１「NBC の経済・金融に関する評価の正確性および質が向上する」に係る主な活動：

1-1 企業景況感調査（Business Confidence Survey: BCS）、消費者景況感調査（Customer Confidence Survey: CCS）、オルタナティブデータ等を含む調査・分析の質向上のため、報告様式およびマニュアルを整備する。

1-2 オルタナティブデータにおいて女性に特化した分析を実施し、結果を取りまとめる。

1-3 本部および支店において研修を実施する[4]。

1-4 本部向けに MPC 報告ガイドラインを策定する。

1-5 担当者が効果的にデータ分析を行い MPC の各審議に重要情報が反映されるよう支援・助言する。

1-6 クメールリエル推進政策に関するモニタリングおよび評価指標を制度化する。

② 成果２「MPC の審議における透明性と説明責任が強化される」に係る主な活動[5]

2-1 エビデンスに基づく意思決定の重要性を普及させるため、MPC メンバーを含む政策対話セッションを企画・実施する。[6]

2-2 ワーキングペーパー（景気観測）を公表する。

2-3 BCS および CCS レポートを事業団体に公開する。

2-4 MPC 記者会見・公表計画を作成し、NBC 職員向け研修を実施する。

2-5 MPC スナップショットの公表とそれに伴う記者会見を試行する。

---

[4] NBC地方支店は本店の指示の下、すでにBCS, CCS調査を年数回実施しているが、マンパワーに限りがあり、調査体制が整っていない。このような状況下で、今後、地方支店の経済調査・分析能力を高め、維持していくための具体的な方策の提案を求める。

[5] NBCは主なBCS、CCS、オルタナティブデータ、ワーキングペーパーなどを公開できていない。その理由として、聞き取り調査では、NBCが情報公開により市場センチメントにネガティブな影響を与えることを恐れていることが挙げられた。このような状況下、NBCに情報公開が金融政策に与える便益を理解してもらい、市場関係者への情報公開が達成されるための具体的方策について提案を求める。

[6] マクロ経済の動向を踏まえ、NBCの金融政策運営上の重要課題についてMPC委員と政策対話を行うことによりエビデンスに基づく金融政策決定の考え方を定着させるため、各回のテーマとアプローチについて提案を求める。

③ 成果 3「金融市場調節が効果的に実施される」に係る主な活動[7]

3-1 担保付資金供給オペレーション 委員会および譲渡性預金証書 委員会に対し市場介入に関する研修を実施する。

3-2 市場とのコミュニケーションに関するガイドラインを策定する。（例：議題、内容、フォーラムの頻度、参加者等）

3-3 市場とのコミュニケーションガイドラインに基づく市場対話の実証を行う。

3-4 市場慣行を調査し、市場の発展に向けた提案を行う。

3-5 公開市場操作に係るマニュアル／手続きを見直し、必要に応じて更新する。

④ 成果 4「NBC の DPS が実効性をもって運用される」に係る主な活動[8]

4-1 DPSをレビュー・モニタリングし、必要に応じ課題を特定する。

4-2 レビュー結果に基づき、さらなる発展に向けた提言を行う。

4-3 金融機関向けDPSの理解促進のためのワークショップを実施する[9]。

4-4 プロジェクト実施地域において、DPSおよび貯蓄促進のための金融リテラシー普及活動を実施する。[10]

（2）本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における

---

[7] 上述の通り、NBCは政策判断に使われた経済分析を市場に公開することができていないことにより、市場から情報を得られる機会も限定的である。NBCが市場対話を円滑に進められ、金融市場調節の効果を高められるよう、具体的な方策の提案を求める。

[8] NBCへの預金保護制度（DPS）の制度設計については世界銀行と韓国預金保護機構（KDIC）が先行して実施しており、NBCからはDPSローンチ後、制度が定着するまで生じる様々な課題についてその都度助言を得たいとの要請があった。これを踏まえ、応募者にはDPSの運営過程で想定される課題を抽出した上で、その課題解決のための具体的な提案を求める。

[9] カンボジアの金融機関にとってDPSは新しい取り組みであることから、制度への理解がない金融機関も存在することが想定される。受注者はNBCが金融機関向けワークショップの対象者、パイロットワークショップの対象地域、内容、投入について助言を行う。提案書では、応募者にワークショップの開催方針と内容について提案を求める。ワークショップ開催のための費用は別途採用を予定している専門家（現地滞在型）の在外事業強化費から賄うことを予定している。

[10] 受注者はNBCに対し、国民へ広くDPSを普及するための啓発活動・キャンペーンについて対象者、パイロットキャンペーン活動の対象地域、内容、投入について助言を行うことが期待される。キャンペーン実施のための費用は別途採用を予定している専門家（現地滞在型）の在外事業強化費から賄うことを予定している。キャンペーン開催方針と内容について提案を求める。

研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

| 目的・研修内容 | 経済調査と地方支局、金融市場調節、流動性予測、など |
|---|---|
| 実施回数 | 合計3回 |
| 対象者 | NBC職員 |
| 参加者数 | 約10名/回 |
| 研修日数 | 約14日（移動日を含む）/回 |

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。ただし、調査実施に係る費用は見積に含めない。調査の実施は別途契約を結ぶ長期専門家に紐づく在外事業強化費により、現地コンサルタントなどへの委託調査を予定しており、本業務においてはその調査内容や指標の提案を求める。

（想定される調査項目）

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリン

グ・評価するための指標の設定を支援し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。
- 想定される調査項目としては、プロジェクト目標に関して、プロジェクト完了後に NBC の金融政策が改善したと考える市場参加者の割合や NBC の公開するデータ分析を利用した企業の増減率などが考えられる。ベースラインはプロジェクト期間の開始直後、第 1 回 JCC にて確認、合意することを目指す。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。ただし、調査実施に係る費用は見積に含めない。調査の実施は別途契約を結ぶ長期専門家に紐づく在外事業強化費により、現地コンサルタントなどへの委託調査を予定しており、本業務においてはその調査内容や指標の提案を求める。

- （想定される調査項目）プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名 | 提出時期 | 言語 | 形態 | 部数 |
|---|---|---|---|---|
| 業務計画書 | 契約締結後10営業日以内 | 日本語 | 電子データ | － |
| ワーク・プラン | 業務開始から3か月以内 | 英語 | 電子データ | － |
| Monitoring Sheet Ver.　1 | 業務開始から 3 か月後 | 英語 | 電子データ | － |
| 業務進捗報告書 Ver.1 | 業務開始から9か月後 | 日本語 | 電子データ | － |
| Monitoring Sheet Ver.　2 | 業務開始から9か月後 | 英語 | 電子データ | － |
| 業務進捗報告書 Ver. 2 | Ver.1の提出から6か月後 | 日本語 | 電子データ | － |
| Monitoring Sheet Ver.　3 | 業務開始から9ヵ月後<br>（第2回JCC（2023年12～2024年1月予定）による承認後） | 英語 | 電子データ | － |
| 業務進捗報告書 Ver. 3 | Ver.2の提出から6ヵ月後 | 日本語 | 電子データ | － |
| Monitoring Sheet Ver.4 | 業務開始から21ヵ月後<br>（第４回JCC（2024年12～2025年1月予定）による承認後） | 英語 | 電子データ | － |
| 業務進捗報告書 Ver.4 | Ver.3の提出から6ヵ月後 | 日本語 | 電子データ | － |
| Monitoring Sheet Ver.5 | 業務開始から27ヵ月後 | 英語 | 電子データ | － |
| ドラフト：<br>事業完了報告書（和文）／Project Completion Report（英文） | 業務完了報告書（和文）及びProject Completion Report（英文）提出の3ヶ月前 | 日本語・英語 | 電子データ | － |
| 事業完了報告書（和文）／Project Completion Report（英文）（外部公開版） | 契約終了時<br>（最終JCCによる承認後） | 日本語・英語 | 電子データ | － |

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（2）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（3）Monitoring Sheet

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）業務進捗報告書

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修員受入れ実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。
（１）成果１における支店からの報告マニュアル・様式
（２）MPC 報告ガイドライン
（３）MPC 記者会見・公表計画
（４）市場とのコミュニケーションガイドライン
（５）金融調節マニュアル（更新版）

３．コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真

第６条　再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない[11]。

第７条　機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

[11] ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

# 第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

## １．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：金融政策に係る業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、12 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（1 号）】対象国及び類似地域：開発途上地域

② 語学能力：英語

## ２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2026年12月～2029年12月

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　24.92　人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月5.70を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、金融政策、経済分析予測、金融市場、預金保護制度、効果検証、広報の専門性を持つ従事者を含めること。
業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

２）渡航回数の目途　延べ24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

本件業務では、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 2026 年 9 月 15 日に NBC と締結した R/D（写）
- 2026 年 5 月 26 日に NBC と締結した M/M（写）
- カンボジア国 金融政策のための経済分析･調査･運営能力強化プロジェクト 専門家完了報告書（経済分析・統計調査・政策研究/業務調整）
- カンボジア国 金融政策のための経済分析･調査･運営能力強化プロジェクト 専門家完了報告書（中央銀行業務システム・決済システム）

２）公開資料

- カンボジア国 金融政策のための経済分析･調査･運営能力強化プロジェクト 事業完了報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340_109_1000056856.html

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

| | 便宜供与内容 | |
|---|---|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 有 |
| 2 | 通訳の配置 | 無<br>（C/Pの地方支店では英語が通じない可能性があることから、カンボジア語を使用する場合があります。） |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

（6）安全管理

1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

## 3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）報酬について

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料２「報酬単価表」の１．の「（２）国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等 を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割することを想定した提案をする場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

**【上限額】95,853,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）
以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
**２） 上限額を超える別提案に関する経費**
**３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（４）定額計上について
■本案件は定額計上があります（21,422,000 円（税抜））。
以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。
また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。
定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

| | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額（税抜き） | 金額に含まれる範囲 | 費用項目 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 「本邦招へい」実施経費 | 【2】特記仕様書（案）第４条（2） | 21,422,000円 | 実施３回分<br>報酬（事前業務（3号1.2人月及び5号3人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号1.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費3,177,000円） | 報酬<br>直接経費 |

（５）見積価格について

**各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。**
**（千円未満切捨て不要）**

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙 1
作成日：2026 年 9 月 15 日
業務主管部門名：ガバナンス・平和構築部
課名：ガバナンスグループ　行財政・金融チーム

# 案件概要表

## １．案件名（国名）

国　名：カンボジア国
案件名：和名 金融政策のための経済分析・調査・運営能力強化プロジェクト フェーズ 2
英名 The Project for Enhancing Capacity of Economic Analysis, Research and Operations for Monetary Policy Phase 2

## ２．事業の背景と必要性

（１） 当該国における金融セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジア経済は極度にドル化されており、2025 年末時点で外貨預金対預金総額の比率は約 90.9%（カンボジア国立銀行、2025 年）である。カンボジア政府は国家開発戦略である「第一次五角形戦略」および「金融セクター開発戦略（2025-2030）」において「経済多様化及び競争力強化」ならびに「金融セクターの安定」を重点分野として掲げている。その施策の一つとして、自国の景気動向や経済危機に対応するための金融政策の余地を拡大するため、カンボジア国立銀行（National Bank of Cambodia、以下 NBC）は現地通貨クメールリエル（以下、リエル）の普及を重点分野として取り組んでいる。

JICA はこれまで NBC と自国通貨利用促進に関する共同研究（2013-2023）や金融包摂促進に関する共同研究（2019-2024）、また、デジタル決済システム「Bakong」普及にかかるパイロット活動（2021-2022）を実施してきた。そしてカンボジア政府の要請を受け、金融政策の透明性向上、自国通貨建て資金取引にかかる環境整備を目的に、JICA は本プロジェクトに先立ち「金融政策のための経済分析、研究、運営の強化プロジェクト（2023-2026）」（以下、「フェーズ 1」という。）を実施した。この技術協力プロジェクトの結果、NBC 内で金融政策の決定を担う金融政策委員会（Monetary Policy Committee、以下 MPC）の政策決定プロセスが形作られ、それに資する経済観測調査・分析能力と市場取引データ収集能力が向上し、さらに流動性管理のための制度的枠組みが構築されたことにより、NBC のデータに基づく政策決定が一定程度可能になった。

一方で、NBC は、金融政策の決定に活用した景況感調査結果やその他作成したレポートの多くを公開できておらず、景況見通しや政策決定の根拠が市場に十分に共有されていないことから、政策に対する市場の理解や予見可能性の向上が進まず、金融政策の実施効果が限定的となる懸念が残されている。

また、カンボジアでは全国 753,670 事業所の 82.4%を従業員 2 名以下の小規模事業者が占め、全事業所の 69.2%で女性が代表を務めている（国立統計局、2022）。一方、15 歳以上の女性のフォーマルな金融機関の口座所有率は 36.8%にとどまり、男性（41.6%）に比べて低く、小規模事業者や女性の金融アクセスは依然として課題となっている（世界銀行、2024）。しかし近年、同国では不良債権率の上昇や銀

行倒産の発生等により金融システムに対する不安が高まっており[12]、金融機関への不信感はとりわけ中小零細企業や女性のフォーマル金融サービスへのアクセス拡大を難しくしている。このため、NBC は金融システムへの信頼向上を図るべく、世界銀行や韓国預金保険機構（Korea Deposit Insurance Corporation、以下 KDIC）の支援を得て リエル建て預金を保護するための預金保険制度の策定に取り組んでいるが、制度設計の実際の在り方や、その後の運用体制の確立、そして国民および金融機関の理解など、多くの課題が残されている。

このような前身プロジェクトの成果と新たな課題を踏まえ、カンボジア政府は地方経済情報も含めたエビデンスに基づく金融政策の立案・運営能力強化および預金保険制度導入のための新たな技術協力プロジェクトを要請した。本プロジェクトを通じてフェーズ 1 で NBC 本部内に培われた経済観測調査・分析能力と市場取引データ収集能力を地方支店にも展開し、持続的な体制を構築すると共に、それら調査分析の内容を市場との対話を通して透明性を高めつつ金融調節の効果を高め、さらに、預金保護制度を支援することで喫緊の金融不安を払しょくし、包摂性を高めることが期待されている。

（２） カンボジアに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の「対カンボジア国別開発協力方針」（2024 年 4 月）における重点分野「経済成長をもたらす産業の変革と発展」に該当する。また、本事業は中央銀行の政策立案・実施能力の向上を支援しマクロ経済の安定化に貢献するものであり、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「公共財政・金融システム」における主要な取組の一つである「金融政策の適切な運営と金融システムの育成」に合致する。加えて、適切な金融政策運営は持続的な経済成長の重要な要素であるため、SDGs ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」にも資するものである。さらに、カンボジアにおける金融システムの安定性及び健全性の向上を通じて、投資促進や経済活動の活性化を支え、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」が目指す持続的経済成長及び質の高い経済連結性の強化に貢献する。

（３） 他の援助機関の対応

国際通貨基金（IMF）はカンボジア経済政策の近代化に取り組んでおり、金融政策に関しては、NBC に専門家を派遣し、金融・為替政策、金融調節手段、会計制度改革、流動性予測等に関する技術支援を実施している。本プロジェクトのフェーズ 1 では、特に資金需給予測の強化と金融市場インフラ構築について IMF 専門家と緊密に連携して実施した。

韓国預金保険機構（KDIC）は預金保険専門家を NBC に派遣し、預金保護制度（Deposit Protection Scheme、以下 DPS）の設計を支援している。韓国銀行は NBC との覚書に基づき、市場コミュニケーション等の課題について共同研究を実施した（2023 年）。

---

[12] 当該国では2021年以降、不良債権率が上昇し続けており、2025年中頃には8%に達した（IMF、2025）。銀行は不良債権対策を進めているが、依然、多額の不動産担保資産を保有していることが潜在リスクを高めている。加えて、2026年初頭、当局からサイバー犯罪グループへの関与を指摘された銀行からの預金流出とそれに続く銀行清算が複数件発生したことにより、金融機関に対する社会的な不安が生じた。

## ３．事業概要

（１） 事業目的

本プロジェクトはカンボジアにおいて NBC による金融政策運営に係る経済分析能力、透明性、金融市場調節能力、そして預金保護機能を向上させることにより、金融政策に対する市場の信認の強化を図り、もって自国通貨の利用拡大と自律的な金融政策の運営に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名：

NBC 本部（プノンペン）、地方支店（シェムリアップ、バッタンバン）：所掌事業所数が多く、経済調査・分析能力の強化が求められている支店

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：カンボジア国立銀行の職員

最終受益者：カンボジア国民、約 1,730 万人（2024 年、国立統計局）

（４） 総事業費（日本側）：2.23 億円

（５） 事業実施期間：

2026 年 12 月～2029 年 12 月を予定（計 36 カ月）

（６） 事業実施体制：カンボジア国立銀行（NBC）

**成果ごとの担当部署**

成果１　金融政策・国際協力総局
成果２　金融政策・国際協力総局、中央銀行業務総局
成果３　中央銀行業務総局
成果４　規制・金融包摂総局

（７） 国内協力機関：日本銀行

（８） 投入（インプット）

１） 日本側

① 長期：金融政策分析／人材育成
② 短期：金融政策、経済分析予測、金融市場、預金保護制度、効果検証、広報
③ 本邦研修：金融政策、預金保護業務等
④ 機材供与：必要に応じて実施

２） カンボジア側

① カウンターパートの配置
② 専門家執務室、執務環境、案件実施に必要な施設の整備

（９） 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１） 我が国の援助活動

JICA「全世界（広域）DX 主流化のための情報収集・確認調査（カンボジア：Bakong 普及にかかるパイロット活動）」（2021 年-2022 年）は NBC による Bakong の普及戦略や将来のサービス拡張に関する知見形成に貢献した。

JICA「カンボジアにおける自国通貨利用促進に関する実証研究」（2013 年-2023 年）は NBC のクメールリエル普及促進政策の形成にエビデンスを提供した。

JICA「カンボジアにおける金融包摂促進のための実証研究」（2019 年-2024 年）で

は、金融包摂に係る政策の効果を実証データに基づいて明示化した。
さらに、2016 年、JICA は NBC の資金需要予測のための AI モデルの概念実証（POC）を行い、既存の統計モデルより高い精度の予測結果を出した。同予測モデルは NBC に引き渡され、実装に向けたテストと調整が行われている。

２）他援助機関等の援助活動

IMF タイ能力開発事務所（CDOT）は NBC に専門家を派遣し、金融・為替政策、金融調節手段等に関する技術支援を実施している。本プロジェクトフェーズ 1 において、JICA 専門家とお互いの活動進捗を確認しつつ、各自の事業実施に示唆を得た。具体的には IMF の流動性予測モデルを補完する形で、市場現金流通量（CIC）や政府預金口座（GovD）といった自律的要因の変化について、より深く理解するための方法を助言した

世界銀行は NBC へ専門家を随時派遣し、DPS の保険料率算出を支援し、韓国預金保険機構は預金保険専門家を派遣し、DPS の制度設計に係る能力強化を実施している。JICA は本プロジェクトの立案にあたり、DPS にかかる支援ついて世界銀行および KDIC と連携し、2026 年 12 月に予定されている制度開始後の運用に係る能力強化および DPS の普及・啓発活動を実施する。

本プロジェクトは IMF 事業と戦略的に連携し、効果の最大化に努める。また、成果 4 の預金保険制度の構築において、世界銀行および KDIC が先行しているが、支援内容に重複が出ないよう、本プロジェクトは法整備への助言や DPS 普及に向けた啓発活動を軸として、他の開発パートナーと連携を進める。

（１０）　環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

カテゴリ分類：C

カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：特になし。

３）ジェンダー分類：ジェンダー活動統合案件

＜活動内容／分類理由＞

詳細計画策定調査において、カンボジアでは金融包摂分野にジェンダー課題が確認されており、15 歳以上の女性のフォーマル金融機関における口座保有率は 36.8%と、男性（41.6%）より低い状況にある（世界銀行、2024）。

そこで、本プロジェクトでは、中央銀行の政策判断の基礎となる消費者信頼感調査（以下、CCS）等において女性に関する分析を実施・報告するとともに、預金保護制度（DPS）及び金融リテラシーに係る啓発活動において女性グループの参加を促進する。

これらの取組の進捗・成果については、女性に特化した分析結果が報告書に反映されること、女性向け金融リテラシー活動の実施状況（女性向けイベント数を含む）、及び KHR 建て貯蓄口座を保有する女性数の増加等の指標により把握する。

（１１）その他特記事項：特になし

## ４．事業の枠組み

（1）上位目標：NBC の金融政策が自国通貨の利用拡大とともに、市場動向に基づいて自律的に策定・実施される。

＜指標1＞ 金融セクターにおいて、クメールリエル建て取引および預金のシェアの上昇傾向が維持または強化される。

＜指標2＞ プロジェクトで作成されたガイドライン、マニュアル、および様式がNBC 本部およびすべての支店で使用されている。

＜指標3＞ 流動性予測と実績の乖離は、± 5% の範囲に維持されている。

＜指標4＞ 15 歳以上の成人の●●%が、正式な金融機関にリエル建て口座を保有している。（女性の口座保有率：●●%）

（2）プロジェクト目標：NBC の政策立案および政策実施に対する市場の信認が強化される。

＜指標1＞ プロジェクトが実施した調査に基づき、『NBC の金融政策は改善した』と回答した市場参加者の割合

＜指標2＞ 企業景況感調査（BCS）への年間回答数がプノンペンでは●●社から●●社へ、その他の州では●●社へと増加する。

＜指標3＞ NBC によるデータ分析を活用した企業数が●●%増加する

（3）成果

成果1：NBC の経済・金融情勢に関する評価・分析の質が向上する。

成果2：MPC の審議における透明性と説明責任が強化される。

成果3：金融市場調節が効果的に実施される。

成果4：NBC の DPS が実効性をもって運用される。

（4）主な活動

成果 1：NBC の経済・金融に関する評価の正確性および質が向上する。

1-7 BCS、CCS、オルタナティブデータ等を含む調査・分析の質向上のため、報告様式およびマニュアルを整備する。

1-8 オルタナティブデータにおいて女性に特化した分析を実施し、結果を取りまとめる。

1-9 本部および支店において研修を実施する。

1-10 本部向けに MPC 報告ガイドラインを策定する。

1-11 担当者が効果的にデータ分析を行い MPC の各審議に重要情報が反映されるよう支援・助言する。

1-12 クメールリエル推進政策に関するモニタリングおよび評価指標を制度化する。

成果 2：MPC の審議における透明性と説明責任が強化される。

2-1 エビデンスに基づく意思決定の重要性を普及させるため、MPC メンバーを含む政策対話セッションを企画・実施する。

2-2 ワーキングペーパー（景気観測）を公表する。

2-3 BCS および CCS レポートを事業団体に公開する。

2-4 MPC 記者会見・公表計画を作成し、NBC 職員向け研修を実施する。

2-5 MPC スナップショットの公表とそれに伴う記者会見を試行する。

成果 3: 金融市場調節が効果的に実施される。

3-1 担保付資金供給オペレーション[13]委員会および譲渡性預金証書[14]委員会に対し市場介入に関する研修を実施する。
3-2市場とのコミュニケーションに関するガイドラインを策定する。（例：議題、内容、フォーラムの頻度、参加者等）
3-3 市場とのコミュニケーションガイドラインに基づく市場対話の実証を行う。
3-4 市場慣行を調査し、市場の発展に向けた提案を行う。
3-5　公開市場操作に係るマニュアル／手続きを見直し、必要に応じて更新する。

成果 4: NBC の DPS が実効性をもって運用される。
4-1 DPS をレビュー・モニタリングし、必要に応じ課題を特定する。
4-2 レビュー結果に基づき、さらなる発展に向けた提言を行う。
4-3 金融機関向け DPS の理解促進のためのワークショップを実施する。
4-4 プロジェクト実施地域において、DPS および貯蓄促進のための金融リテラシー普及活動を実施する。

## ５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件
- NBC が職員の能力強化、及び、自国通貨の漸進的な利用促進に関する方針を変更しない。
- カウンターパート機関の人員配置が頻繁に変更されない
- 預金保険制度の導入方針を変更しない。

（２） 外部条件
【プロジェクト目標達成のための外部条件】
- 自国通貨利用を抑制するような経済事象が生じない。
- マクロ経済の安定が維持される。

【成果達成のための外部条件】。
- 関係部局が積極的かつ協力的にプロジェクト活動に参加をする。
- 職員がプロジェクト活動に従事し、能力強化を図るのに十分な時間が与えられる。

## ６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

（１）類似案件の評価結果

本プロジェクトの前身であるカンボジア「金融政策のための経済分析、研究、運営の強化プロジェクト」（2023 年 03 月 ~2026 年 2 月）では、MPC による金融政策の内容拡充と経済観測調査能力が向上し、市場取引データ収集、流動性管理のためのデータ収集能力の向上が進んだものの、MPC スナップショット、BCS、ワーキングペーパー等重要データ・分析結果の公表を通じた効果的な政策運営が課題として残った。

ミャンマー「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」（2014 年～2020 年）

[13] 担保付資金供給オペレーション（Liquidity Providing Collateralized Operation: LPCO）とは中央銀行が国債などの担保を受け取り、金融機関に資金を貸し出す金融調節手段のこと。

[14] 譲渡性預金証書 （Negotiable Certificate of Deposit: NCD）とは市場から余剰資金を吸収するために発行される譲渡可能な預金証書であり、金融調節手段の一つ。

およびベトナム「金融政策・経済分析予測能力向上プロジェクト」（2017 年～2020 年）では、各国の金融政策金にかかる知識・スキルレベルの向上に貢献した。両案件ともに学界及び日本銀行出身者の協力を得て、対象国の中央銀行職員との共同作業を通じて専門性の高い技術支援を行ったことが評価されている。

（２）本事業への教訓

本プロジェクトでは、情報公開がもたらす便益の見える化を行い、特に NBC 上層部向けの能力強化の中に積極的に組み込む。加えて、実証を通じて NBC が情報公開による便益を体験できる機会を提供する。

本プロジェクトにおいても、学界や日本銀行を含む金融政策専門家との連携を重視し、専門性の高い技術協力を行う。

## ７．評価結果

本プロジェクトはカンボジアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策、そして SDGs ゴールと十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## ８．今後の評価計画

（１） 今後の評価に用いる主な指標

４．のとおり。

（２） 今後の評価スケジュール

事業開始６カ月以内：ベースライン調査

事業完了時：完了時評価

以上

別紙2

共通留意事項

1．必須項目

（1）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（2）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（3）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（4）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（5）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2．選択項目

☐段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階 （計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

☒他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第４条「２．本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添●「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☐施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイダンス(2026 年 3 月)」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から「安全衛生計画」の提出を受けるとともに、契約後は工事着工前に「安全衛生環境管理プラン(HSEM)」の提出を受け、その内容をレビューする。また、施工中においても適切な施工監理が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

別紙3

共通業務内容

1．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

## 4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

## 5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

別紙4

**プロポーザル評価配点表**

| 評　価　項　目 | 配　点 | |
|---|---|---|
| **1．コンサルタント等の法人としての経験・能力** | **(10)** | |
| （1）類似業務の経験 | 6 | |
| （2）業務実施上のバックアップ体制等 | (4) | |
| ア）各種支援体制（本邦／現地） | 3 | |
| イ）ワークライフバランス認定 | 1 | |
| **2．業務の実施方針等** | **(70)** | |
| （1）業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 60 | |
| （2）要員計画／作業計画等 | (10) | |
| ア）要員計画 | 5 | |
| イ）作業計画 | 5 | |
| **3．業務従事予定者の経験・能力** | **(20)** | |
| **（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価** | **業務主任者のみ** | **業務管理グループ/体制** |
| 1）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○ | **(20)** | **(8)** |
| ア）類似業務等の経験 | 10 | 4 |
| イ）業務主任者等としての経験 | 4 | 2 |
| ウ）語学力 | 4 | 1 |
| エ）その他学位、資格等 | 2 | 1 |
| 2）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○ | **(－)** | **(8)** |
| ア）類似業務等の経験 | － | 4 |
| イ）業務主任者等としての経験 | － | 2 |
| ウ）語学力 | － | 1 |
| エ）その他学位、資格等 | － | 1 |
| 3）業務管理体制 | **(－)** | **(4)** |